			, , , , ,						
事業名	 大崎市エコ改善推進事業補 	助金							
事業主体	大崎市								
対象者 	☑ 個人(持5家)	☑ 個人(持5家) □ 個人(賃貸)							
対象工事	☑ 新築(建設)	✓ 新築(建設) ✓ 改修·増築 ✓ 購入							
カテゴリー	□ バリアフリー化 ■ 省工ネ化	環境対策	対策 □ 東日本大震災 被災者向け その他						
概要		·	イクル等,自然環境に配慮した都市 D高揚を図るため,市民の行うエコ改						
補助対象要件	市内に住所を有し(予定を含む)全ての市税に滞納がない個人・小規模事業者 市内において住居(店舗又は事務所等との兼用も可)・事務所として使用または使用予定の建物に設置するもの。								
補助金額等	●助成対象事業 ①太陽光発電設置事業 (1キロワット当たり10,000円,上限40,000円) ②定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業 (1台100,000円) ③家庭用高効率給湯器設置事業 (1台15,000円) ④V2 H充放電設備設置事業 (1台50,000円) ⑤生ごみ処理機導入事業 (1/2補助,20,000円まで) ⑥生ごみ処理容器導入事業 (1/2補助,10,000円まで) ※購入及び設置に係る契約日(契約を交わさないものは見積日)が令和6年2月1日以降で,令和7年1月31日までに実績報告書と関係書類の提出ができる事業が対象。 ※市内の事業者(法人の場合は主たる事業所または事務所)による施工または購入の場合,⑤及び⑥以								
補助申請期間	外は補助金額に5,000円を加算。 令和6年6月3日~(予算に達した時点で受付終了)								
その他	大崎市ウェブサイトに「大崎市エコ改善推進事業補助金」を掲載しています。ご不明な点がありましたら,お問い合わせください。								
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/shiminkyodousuishimbu/kankyohozenka/1/1/1671.html								
お問合せ先	大崎市市民協働推進部環境保全 E-Mail:k	課 0229-23-6074 kankyo@city.osaki.miyagi.jp							

事業名	大崎市住宅新築移住支援事業				
事業主体	大崎市				
			 		
対象者	✓ 個人(持ち家)	□ 個人(賃貸)	事業者		
対象工事	☑ 新築(建設) □ 改修·增築 □ 購入				
カテゴリー	□ バリアフリー化 □ 省エネ化 □	環境対策 移住定住・ 子育で等支援 空家等	対策		
概要	大崎市では,若者世帯の定住促進かるため,予算の範囲内で大崎市位	•	•		
補助対象要件	※大崎定住自立圏及び隣接市以外A.大崎定住自立圏(大崎市、保 隣接市(栗原市及び登米市をいう。 過去3年以内に大崎定住自立圏が B.申請する年度の4月1日以降 3年以内に大崎定住自立圏及び際 C.大崎市内の賃貸住宅に居住し 3年間に大崎定住自立圏及び隣接 D.申請する年度の4月1日以降 賃貸住宅に居住した期間が3年以 接市に居住していない人 2.配偶者のいる人または実績報告 3.申請する年度の3月31日に 4.10年以上の住宅ローン(金) 5.住宅の完成後,実績報告提出	高定住自立圏及び隣接市以外に居住している人などとは次のいずれ 色麻町、加美町、涌谷町及び美里。以下同じ。)以外に居住している人 なび隣接市に居住していない人 に大崎市の新築した住宅に移住した は接市に居住していない人 でいる人で、その期間が3年以内で ま市に居住していない人 に新築した住宅に大崎市内の賃貸付 内でかつその賃貸住宅に居住する前に は出までに婚姻を予定している人 40歳以下の人 融機関によるものに限る)を借り入れ	つかに該当すること 型町の区域をいう。以下同じ。)及び 、で申請しようとする日から起算して 一人で移住した日から起算して過去 でかつその賃貸住宅に居住する前の 住宅から住所を異動した人で、その の3年間に大崎定住自立圏及び隣 れる人またはその配偶者		

	基礎額に加算額を加えた額
	基礎額:対象工事費のうち住宅ローンの借入金を充当する額の10%(限度額100万円) ※三世代家族が市外から市内に移住し同居する場合は限度額が150万円
補助金額等	加算額:次の該当する項目に応じて金額を加算 ・多子世帯:申請する年度の3月31日に15歳以下の子どもが2人以上いる世帯 借入金の2%(限度額20万円) ・市内に本社のある工事施工者が元請け業者 借入金の1%(限度額10万円) ・地区計画区域内または土地区画整理事業区域内 借入金の1%(限度額10万円) ・下水道処理区域内または農業集落排水事業区域内で下水道に接続している場合に限る 借入金の1%(限度額10万円)
補助申請期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日(予算がなくなり次第終了)
その他	・住宅の工事が完了したら建築基準法による検査済証の交付を受けてください。 ・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。 ・居住する日または居住した日が住宅の新築工事が完了した日から1年を経過していないこと。 ・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。要件に適合しているか確認のため補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu takuka/2/1/1/3180.html
お問合せ先	大崎市建設部建築住宅課住宅担当 電話: 0229-23-2108 Eメール: kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市住宅購入移住支援事業						
事業主体	大崎市						
対象者	☑ 個人(持ち家)	□ 個人(賃貸)	事業者				
対象工事	□ 新築(建設)	□ 改修·増築	☑ 購入				
カテゴリー	□ バリアフリー化 □ 省エネ化 □	環境対策 移住定住・ 子育で等支援 空家等	対策 東日本大震災 こ その他				
概要	大崎市では,若者世帯の定住促進 かるため,予算の範囲内で大崎市任	•	•				
補助対象要件	※大崎定住自立圏及び隣接市以外A.大崎定住自立圏(大崎市,1 隣接市(栗原市及び登米市をいう。 過去3年以内に大崎定住自立圏及 B.申請する年度の4月1日以降 3年以内に大崎定住自立圏及び際 C.大崎市内の賃貸住宅に居住し 3年間に大崎定住自立圏及び隣接 D.申請する年度の4月1日以降 賃貸住宅に居住した期間が3年以 接市に居住していない人 2.配偶者のいる人または実績報告 3.申請する年度の3月31日に 4.10年以上の住宅ローン(金) 5.住宅の購入後,実績報告提出	帝定住自立圏及び隣接市以外に居住 小に居住している人などとは次のいずれ 色麻町,加美町,涌谷町及び美里 以下同じ。)以外に居住している人 なび隣接市に居住していない人 に大崎市の購入した住宅に移住した を接市に居住していない人 ている人で,その期間が3年以内で 時に居住していない人 に購入した住宅に大崎市内の賃貸付 力でかつその賃貸住宅に居住する前の を提出までに婚姻を予定している人 40歳以下の人 融機関によるものに限る)を借り入れ 出までに購入した住宅に居住する人 対象区域内にある人 ※補助対象区	れかに該当すること 即の区域をいう。以下同じ。)及び、で申請しようとする日から起算して 人で移住した日から起算して過去 かつその賃貸住宅に居住する前の 住宅から住所を異動した人で,その の3年間に大崎定住自立圏及び隣 はる人またはその配偶者				

	基礎額に加算額を加えた額
	基礎額:対象経費のうち住宅ローンの借入金を充当する額の10%(限度額100万円)
補助金額等	加算額:次の該当する項目に応じて金額を加算 ・多子世帯:申請する年度の3月31日に15歳以下の子どもが2人以上いる世帯 借入金の2%(限度額20万円) ・市内に本社のある業者または市内に居住している個人から購入借入金の1%(限度額10万円) ・地区計画区域内または土地区画整理事業区域内借入金の1%(限度額10万円) ・下水道処理区域内または農業集落排水事業区域内で下水道に接続している場合に限る借入金の1%(限度額10万円)
補助申請期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日(予算がなくなり次第終了)
その他	・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。 ・居住する日または居住した日が住宅を購入した日から1年を経過していないこと。 ・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。要件に適合しているか確認のため補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。 ・大崎市住宅購入に伴うリフォーム移住支援事業との併用は可能ですが、加算額は併用できません。
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu takuka/2/1/1/3179.html
お問合せ先	大崎市建設部建築住宅課住宅担当 電話:0229-23-2108 Eメール:kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市住宅購入に伴うリフォーム移住支援事業					
事業主体	大崎市					
対象者	☑ 個人(持5家)	□ 個人(賃貸)	事業者			
対象工事	□ 新築(建設)	☑ 改修・増築	 購入			
カテゴリー	□ バリアフリー化 □ 省エネ化 □	環境対策 移住定住・ 子育 て等支援 空家等	対策 □ 東日本大震災 □ その他			
概要	·	を目的とし,移住する若者世帯に対 主宅購入に伴うリフォーム移住支援事	•			
補助対象要件	※大崎定住自立圏及び隣接市以外A.大崎定住自立圏(大崎市,1 隣接市(栗原市及び登米市をいう。過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接年以内に大崎定住自立圏及び隣接日、大崎市内の賃貸住宅に居住し3年間に大崎定住自立圏及び隣接日、申請する年度の4月1日以降賃貸住宅に居住した期間が3年以接市に居住していない人 2.配偶者のいる人または実績報告3.申請する年度の3月31日に4.リフォーム工事終了後,実績報5.自らが居住するために購入した付 補助対象経費 ・一戸建ての住宅(二世帯(申請・費用・マンション(専有部分)のリフォーム※リフォーム工事・・建設事業者に請	高定住自立圏及び隣接市以外に居住 外に居住している人などとは次のいずれ 色麻町,加美町,涌谷町及び美里 。以下同じ。)以外に居住している人 及び隣接市に居住していない人 に大崎市に購入した住宅に移住した ま市に居住していない人 でいる人で,その期間が3年以内で ま市に居住していない人 に購入した住宅に大崎市内の賃貸信 内でかつその賃貸住宅に居住する前の もり歳以下の人 とまでにその住宅に配偶者と共 は宅のリフォーム工事を発注する人また 者または配偶者の親世帯)が居住する 者または配偶者の親世帯)が居住する	かに該当すること 門の区域をいう。以下同じ。)及び、で申請しようとする日から起算して 一、人で移住した日から起算して過去3 かつその賃貸住宅に居住する前の 主宅から住所を異動した人で,そのの3年間に大崎定住自立圏及び隣 に住宅に居住する人 たはその配偶者			

	基礎額に加算額を加えた額
	基礎額: リフォーム工事費の3分の1 (一戸建て住宅限度額50万円, マンション限度額40万円)
補助金額等	加算額:次の該当する項目に応じて金額を加算 ・多子世帯:申請する年度の3月31日に15歳以下の子供が2人以上いる世帯 対象工事費の6分の1(一戸建て住宅限度額20万円,マンション限度額10万円) ・市内に本社のある工事施工者が元請け業者 対象工事費の6分の1(一戸建て住宅限度額20万円,マンション限度額10万円) ※加算額の対象工事費は、基礎額で対象となった工事費を除いたリフォーム工事費です。 ※両方の加算を受ける場合、対象工事費を重複することはできません。
補助申請期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日(予算がなくなり次第終了)
その他	・補助金の申請はリフォーム工事に着手する前に行ってください。 ・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。 ・建築確認申請が必要なリフォーム工事は,工事が完了したら建築基準法による検査済証の交付を受けてください。 ・建築基準法に適合しないリフォーム工事は補助金の対象になりません。 ・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。要件に適合しているか確認のため補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。 ・大崎市住宅購入移住支援事業との併用は可能ですが,加算額は併用できません。
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu takuka/2/1/1/3178.html
お問合せ先	大崎市建設部建築住宅課住宅担当 電話:0229-23-2108 Eメール:kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市三世代リフォーム移住支援事業						
事業主体	大崎市						
対象者	☑ 個人(持ち家)	□ 個人(賃貸)	事業者				
対象工事	新築(建設)	✓ 改修・増築	□ 購入				
カテゴリー	□ バリアフリー化 □ 省エネ化	環境対策 移住定住・ 子育で等支援 空家等	対策 □ 東日本大震災 □ その他				
概要	大崎市では,若者世帯の定住促進を目的とし,市内へ移住する世帯及び迎え入れる世帯への支援として,三世代同居に必要なリフォーム工事費用の軽減をはかるため,予算の範囲内で大崎市三世代リフォーム 支援事業の補助金を交付します。						
補助対象要件	, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

	基礎額に加算額を加えた額
	基礎額:リフォーム工事費の3分の1(限度額75万円)
補助金額等	加算額:次の該当する項目に応じて金額を加算 ・多子世帯:申請する年度の3月31日に15歳以下の子供が2人以上いる世帯 対象工事費の6分の1 (限度額25万円) ・市内に本社のある工事施工者が元請け業者 対象工事費の6分の1 (限度額25万円) ※加算額の対象工事費は、基礎額で対象となった工事費を除いたリフォーム工事費です。 ※両方の加算を受ける場合、対象工事費を重複することはできません。
補助申請期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日(予算がなくなり次第終了)
その他	・補助金の申請はリフォーム工事に着手する前に行ってください。 ・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。 ・建築確認申請が必要なリフォーム工事は,工事が完了したら建築基準法による検査済証の交付を受けてください。 ・建築基準法に適合しないリフォーム工事は補助金の対象になりません。 ・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。要件に適合しているか確認のため補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu takuka/2/1/1/3166.html
お問合せ先	大崎市建設部建築住宅課住宅担当 電話:0229-23-2108 Eメール:kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

事業名	おおさき地域材需要拡大支援事業補助金							
事業主体	大崎市							
対象者	□ 個人(持5家) □ 個人(賃貸) □ 事業者							
対象工事	✓ 新築(建設)	□ 改修・増築	購入					
カテゴリー	□ バリアフリー化□ 省エネ化	環境対策 移住定住· 子育で等支援 空家等	東日本大震災 対策 東日本大震災					
概要	市は、二酸化炭素吸収源の確保対策として、市産材利用住宅を普及し、間伐により生産された木材の活用など効果的な二酸化炭素の固定により、地球温暖化防止に貢献します。さらに、市産材の需要拡大を通じて、林業・木材産業などの活性化を促進し、森林整備の推進による地域の環境保全を図るため、主要構造部材に市産材や市産材で優良みやぎ材を一定以上使用する住宅の建て主に補助金を交付します。							
補助対象要件	・自6居住用とするため、市内に新築する一戸建て木造住宅であること ・市産材を、梁や柱などの主要構造部材に50%以上かつ市産材で優良みやぎ材を40%以上使用する住宅であること(東日本大震災により半壊以上罹災した住宅を再建する人は※1) ・市内に本社を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工する住宅であること(東日本大震災により半壊以上罹災した住宅を再建する人は※2) ・事業実施年度の3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、市産材及び市産材で優良みやぎ材の使用量並びに現地の確認が可能な住宅であること ※1市産材を梁や柱などの主要構造部材に50%以上かつ8立方メートル以上使用する住宅であること ※2市内に本社を有し、建設業法の許可を受けている業者、または県内に支社や支店を有する事業者が施工する住宅であること 対象者 ・市税の滞納のない人 ・住宅の建設現場を見学会などの市産材PRの場に提供し、市産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる人 ・建築基準法の建築確認済証の交付を受けている人							
補助金額等	8,000円の金額を補助します。 (5市内に居住する住民で東日本大震・50万円補助します。市外に居住する住民が市内に居住・大崎市産材1立方メートルあたり4212,000円の金額を補助します。 (市三世代リフォーム支援事業に基づ市外に居住する住民で東日本大震	3,000円、上積みとして、市産材で優かの万円を上限) 災で半壊以上罹災した住宅 するために新築する住宅 2,000円、上積みとして、市産材で優 75万円を上限) ただし、大崎市住 く補助金が交付される場合は、50万 災で半壊以上罹災した住宅 5住宅新築移住支援事業又は、大脚	憂良みやぎ材1立方メートルあたり 宅新築移住支援事業又は、大崎 円を上限とします。					

-	
補助申請與	9月1日から令和7年3月31日まで(予算額に達した時点で受付終了) 京集戸数:先着20戸(市内の居住者16戸,新規転入者4戸)
その他	※要件を満たせば県の「県産材利用サステナブル住宅普及促進事業」との併用が可能です。詳しくは宮城県林業振興課ホームページを参照願います。 ※すでに住宅が完成している場合は助成の対象となりません。
ホームペー	大崎市ウェブサイトに「おおさき地域材需要拡大支援事業補助金」を掲載しています。 https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu/norinshinkoka_1/5/1/15659.html
お問合せ	大崎市産業経済部農村環境整備課 林政担当 tel:0229-23-2318 fax:0229-23-7578 Eメール:nouson@city.osaki.miyagi.jp

事業主体 大崎市	5			大崎市空家活用定住支援事業助成金					
		大崎市							
								•	
対象者	☑ 個人(持ち家)			☑ 個人(賃貸)			✓ 事業者	Š	
対象工事	□ 新築(建設)		✓ 改修·増築		□ 購入				
カテゴリー	アフリー化		環境対策	移住定住・ 子育で等支援	✓ 空家等	対策	東日本大震災 被災者向け	□ その他	
-	- スキナルサナバ	<u>π± ^</u>	の投出も	/ロ)生士フレレナ/ニ	カマング	-	5日も回ったは		
世帯の 概要 市空家 ここでい	では,子育て世帯など 賃貸住宅として利活用で活用で活用では支援事業のほうででででででできままででででででいる。 では、個人が居のできますができます。	する所 助成金	有者など を交付し	及び事業者に対 ます。	する支援	事業と	して, 予算の 範	色囲内で大崎	
◆契に ◆契と ◆次に ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、	は助成金 … 賃貸住宅の助成金 … 賃貸住宅の助成金 … 移住世帯の助成金 … 入居者が有者等が申請する場合を受けませませる。 一個では一個では一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	と、申はを世紀か以す等内、の、住の(律の、青言にを結低の場はす約家、世人和第二	賃貸すって、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	りを仲介、締結 は下記1,5, 4の全てをでしたする。 としてするののといるでいる。 で込んでいる。 は下記1,5, 4の全ではないる。 はでする。 はいますのののでは、 はいますれる。 はいまな。 はなな。 はなな。 はな。 はなな。 はなな。 はなな。 はなな。 はなな。 はななな。 はななな。 はななな。 はななな。	し、事業 6、9、 fcと でしたがする。 でしたがする。 がする。 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、	対象住 111, と こと 不 で他定活 に ないのでする	こく こく こく にこと にこと にこと にこと では では では では では では では では では では	全てを満たすこ 契約解除につ 最告すること は生活困窮 給付金を受給	

◆改修助成金 … 次の要件を全て満たすこと 1. 事業対象住宅であること 2. 改修工事着手前であること 3. 所有者等に市税等の滞納がないこと 4. 助成金の交付を受けた日から交付金額算定の条件となる3年間は事業対象住宅とすること、または1 0年間は子育て世帯を入居対象とする県登録住宅である事業対象住宅とすること 5. 子育て世帯を入居対象とする県登録住宅である事業対象住宅の場合,賃貸借契約を結んだ移住世 帯の収入が387,000円以下であること 6. 対象工事は次のとおりとする ア、台所、トイレ、浴室および洗面所の改修(下水接続工事を含む) イ. 屋根,壁,床および天井の改修 ウ. その他別に定める改修 7. 助成金の交付は,同一物件1回限りとする ◆登録助成金 1件につき1万円 ◆契約助成金 1件につき3万円 ◆家賃助成金 ・入居者 月額最大2万円(最大36ヶ月) ・所有者 月額最大4万円(最大36ケ月) 補助金額等 ◆改修助成金 ・3年間は事業対象住宅として供する、または入居の募集を行う場合 最大50万円 ・10年間は県登録住宅である事業対象住宅とし,交付要件を満たす移住世帯と賃貸借契約を締結し改 修を行う場合 最大100万円 補助申請期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日(予算がなくなり次第終了) ●事業対象住宅とは次に掲げる全ての要件を満たす住宅をいいます。 ・空家バンクに登録された戸建て住宅又は子育て世帯を入居対象とする県登録住宅で, 専ら所有者の居住 の用に供されていた住宅 ・新耐震基準により建築された住宅(昭和56年6月1日以降に建築確認済証が交付されたもの),若しく は耐震性が確認された住宅、または賃借人の入居まで耐震補強を行う住宅 ・下水道処理区域内及び農業集落排水事業区域内においては、下水道に接続済みの住宅又は賃借人の 入居までに下水道に接続する住宅 ・登録事業者が仲介及び管理する住宅 ・移住世帯に限り入居対象とし募集を行っている住宅 ●移住世帯とは次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。 ・過去3年以内に大崎市に居住していないこと、または大崎市内の賃貸住宅に居住して1年以内、かつ、 その賃貸住宅に居住する前3年以内に大崎市に居住していないこと その他 ・令和9年3月31日までに事業対象住宅に入居すること ・40歳以下の夫婦世帯(一方若しくは両方)または子育て世帯であること ●子育て世帯とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居する世帯をいいま す。 ●県登録住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第9条第1項第7号 に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅で、宮城県に登録された戸建て住宅をいいます。 ●低額所得者とは大崎市市営住宅条例(平成18年大崎市条例第260号)第6条第1項第2号の要件 に該当する者をいいます。 ●収入とは、公営住宅法施行令(昭和26年政令第260号)第1条第3号に規定する収入をいいます。 https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu ホームページ takuka/1/2/3142.html 大崎市建設部建築住宅課住宅担当 電話:0229-23-2108 お問合せ先 Eメール: kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市危険空家等除却費補助金		
事業主体	大崎市		
対象者	✓ 個人(持5家)	□個人(賃貸)	国 事業者
対象工事		○ 改修・増築	購入
	新築(建設)	沙	*D*+****
カテゴリー	バリアフリー化 省エネ化 🔽	環境対策	対策 被災者向け その他
概要	市民の安全及び安心で良好な生活環境並びに地域社会を確保するため, 危険な空家等の所有者等が行う当該空家等の除却に要する経費について, 予算の範囲内で補助金を交付するもの。		
補助対象要件	 ◆大崎市危険空家等除却費補助金交付要綱による ◆補助対象者 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)次に掲げる者 ア 市内に所在する空家等の所有者として登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産課税台帳)に記載されている者(以下「所有者」という。)又はその後見人イ所有者の相続人(以下「相続人」という。)ウ空家等の管理者(法人を除く。以下「管理者」という。) (2)本市市税に滞納がない者。ただし、後見人が申請する場合は、この限りでない。 (3)この要綱に基づ、補助金の交付を受けたことがない者 (4)空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第3項の規定による命令を受けていない者 ◆補助対象工事補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、別表に定める基準を満たす空家等の除却工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。※別表には、建物の危険度を調査する項目が定められています。 (1)昭和56年5月31日以前に建築された空家等であること。 (2)新築又は改築等建替えに伴う除却でないこと。 (3)所有権又は賃借権以外の権利が設定されていない空家等であること。 (4)市内に事業所を有する法人又は個人で、県知事による解体工事業者登録を受けたもの又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けたものが行う工事であること。 		
補助金額等	◆補助金の額 補助金の交付額は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、50万円を限度とし、 1、000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。		
補助申請期間	令和6年4月1日~		

その他	ご不明な点がありましたら,お問い合わせください。	
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/shiminkyodousuishimbu/kankyohozenkaakiyataisakusuishinshitsu/3137.html	
お問合せ先	大崎市市民協働推進部環境保全課 0229-23-6074 E-Mail:kankyo@city.osaki.miyagi.jp	